



JASDAQ

平成 22 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名 総合商研株式会社
代表者名 代表取締役会長 加藤 優
(JASDAQ・コード 7850)
問合せ先 企画管理本部課長
堀之内 弘
電話番号 011-780-5677(代表)

定款の一部変更および会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 13 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」および「会計監査人選任の件」を平成 22 年 10 月 28 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社ではありませんが、大阪証券取引所の『JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例』第 7 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会社の機関として監査役会及び会計監査人を新設し、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 10 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 22 年 10 月 28 日

2. 会計監査人選任の件

(1) 会計監査人の選任の理由

会計監査人の選任につきましては、現在当社の金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づく監査を行っております「新日本有限責任監査法人」を会計監査人として選任することが、会計監査の効率性を維持する観点から適切であるため、同監査法人を選任する予定です。

なお、本議案は上記 1. 「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案の提出につきましては、当社監査役全員の同意を得ております。

(2) 会計監査人候補者名称等
 会計監査人候補者の略歴等

(1) 名称	新日本有限責任監査法人		
(2) 主たる事務所の所在地	主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル	
	その他の事務所	国内事務所 32 か所	
(3) 沿革	昭和 60 年 10 月	監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人となる	
	昭和 61 年 1 月	センチュリー監査法人設立	
	平成 12 年 4 月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる	
	平成 13 年 7 月	新日本監査法人に名称変更	
	平成 20 年 7 月	新日本有限責任監査法人となる	
(4) 概要 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	構成人員	公認会計士	2,746 名
		公認会計士試験合格者	2,081 名
		その他	1,629 名
		合計	6,456 名
	被監査会社数		4,181 社
	資本金		787 百万円

(3) 就任予定年月日

平成 22 年 10 月 28 日 (第 39 回定時株主総会開催予定日)

以 上

(別紙)定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 (新 設) (新 設) <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p><u>第33条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において予め監査役の補欠者(以下、「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。</u> <u>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u> <u>4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 7 章 計算</p>

<p>(事業年度) 第 <u>35</u> 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 <u>36</u> 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第 <u>37</u> 条 (条文省略)</p> <p>(配当の除斥期間) 第 <u>38</u> 条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度) 第 <u>43</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 <u>44</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第 <u>45</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間) 第 <u>46</u> 条 (現行どおり)</p>
--	--